

第6章 公共施設・公共建築物及び屋外広告物に関する方針

6-1 公共施設及び公共建築物

良好な景観形成を進めていくうえでは、道路、公園、河川等の公共施設、公共建築物等の整備や維持、改修にあたっての景観上の配慮が重要となることから、これらの公共事業を行うにあたって、施設、建築物の形態、色彩、素材等の選択など景観に十分配慮することとする。

また、こうした公共施設、公共建築物のうち、特に景観形成上重要と判断されるものについては、景観法第8条第2項第4号に規定する景観法第47条の景観重要公共施設の整備についての方針を定め、今後必要に応じて管理者と協議し景観重要公共施設の整備を進めていく。

■景観重要公共施設の指定の方針

道路、河川、公園等の公共施設は、建築物、工作物、屋外広告物、農地、森林等とともに、地域の景観を構成する重要な要素の一つであることから、こうした公共施設とその周辺の建築物等が一体となった良好な景観形成を進めることを可能とするため、良好な景観の形成に重要な公共施設を「景観重要公共施設」として指定し、景観計画に「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めることとする。

- ①その公共施設自体が東浦町の重要な景観であるもの
- ②景観重要建造物、景観重要樹木等の優れた景観資源に近接し、それらと一体的に整備、改修を行うことで、優れた景観の形成が期待できるもの
- ③優れた眺望景観を得られる公共の視点場
- ④地域のシンボルとして住民や来訪者に親しまれているもの

整備に関する事項は、当該景観重要公共施設の整備に当たって景観上配慮すべき事項について定めるものとする。また占用等の許可の基準は、当該景観重要公共施設の景観上の特性を維持、増進するために定めるものとする。

■整備に関する事項の例

- ・沿道及び眺望景観等との調和に配慮した道路や河川の修景整備や、それらに附帯する街路灯や舗装等の整備方針について定める。
- ・緒川や生路などの趣のある建物が集積している区域においては舗装等を落ち着いた自然色の舗装材により美装化することで、通行車両の速度抑制にもつながる。また、道路占用物である電柱を茶系のカラーポール化等が考えられる。

道路修景事業の事例

- 景観に配慮した道路の美装化、サイン設置など
- 景観に配慮した公園、河川の整備・改修など

【事例】（岐阜県各務原市／奈良県宇陀市）

（道路の美装化）



（道標）



（ポケットパーク）



6-2 屋外広告物

屋外広告は商業等を営むうえで必要であり、にぎわいのある商業地の演出など景観面の効果がある一方、過度に目をひく広告物の無秩序な設置により、良好な景観を阻害する要因にもなる。このことから、本町の良好な景観形成を進めていくために、屋外広告物の表示及び掲出物件の設置にあたってその形態、色彩、素材等の選択など景観に十分配慮することとする。

なお、屋外広告物に係る行為の制限については、愛知県屋外広告物条例に定められた事項によって担保するとともに、これと連携して景観まちづくりのなかでも、ゾーンごとの「場」の景観と調和した良好な屋外広告物の設置を促すため、景観形成基準として定めることとする。また、今後、重点区域における景観形成基準を定めるにあたっては、区域内における屋外広告物の現況調査を行ったうえで適切な基準を設けることとする。

■屋外広告物に関する景観形成の基本的考え方

周囲から過度に突出した形態や色彩を避けたり、屋外広告物の表示及び掲出物件を設置する位置やデザインに統一感を持たせたり、複数の広告物を集約したりするなど、掲出する広告物は必要最低限とし、効率的に設置すること、まちなみや周辺の環境の特性に配慮したデザインに工夫すること等の質の高い屋外広告物の表示等を適切に誘導する。

■「場」の景観への配慮事項

【市街化区域】

屋敷と郷中においては、神社、仏閣、それと一体となった境内林などの景観や、坂道、路地などに残る風情があるまち並み等、現に良好な景観が形成されている環境に近接するため、これを損なうことなく良好な景観の保全及び形成に配慮する。また、新しいまちなみにおいては、幹線道路沿道や駅前地区においては、屋外広告物による周辺景観への影響を考慮し、節度と品位を保ちながら、活気や個性ある地域の「顔・玄関口」づくりに努める。住宅地においては、禁止地域外にあっても、節度と品位を保ちながら、やすらぎやうるおい、魅力のある暮らしの景観形成に努める。

【市街化調整区域】

ぶどう畑のある田園、根と狭間、岸辺においては、農地、里山、河川や衣浦湾の岸辺などで構成される風景との調和に配慮し、これを損なわないよう努める。

■ひろがりのある景観への配慮事項

屋外広告物が遠景の視対象になる場合、屋敷と郷中、田園、根と狭間、岸辺など、周囲の風景との調和に配慮し、これを損なわないよう努める。

■点景への配慮事項

近代産業遺産など、特色のある点景が所在する地域においては、その文脈を損なわないよう勤めるとともに、これを継承・活用した屋外に努める。